←田辺市斎場に関する制度は裏面へ

みなべ町斎場・白浜町斎場・清浄苑
斎場使用料補助制度

- 申請には審査があります。
  要件審査の為、同意書（申請書裏面）が必要です。
  ※使用料差額補助金には、要件審査はありません。
- 所得制度補助金は、同一世帯の中に１人でも課税者並びに生活保護受給者がいれば、対象外となります。
  ※課税者には区市町村より「納税通知書」が送付されます。申請前に必ずご確認ください。
- 田辺市外の方が申請する場合は、当該区市町村が発行する住民票（世帯全員の写し（謄本））・非課税証明書が必要です。
- 市町村民税非課税とは、下記のとおり、判断します。
  ※申請日により、判断する書類が異なります。
  １月～６月→前々年中の所得の非課税証明書類
  ７月～12月→前年中の所得の非課税証明書類

以下の場合、**各斎場使用料の一部補助**が受けられます。（ケースによって、両制度の対象となる場合があります。）

01 … 使用料差額補助金

〇みなべ町斎場で火葬（改葬骨）を行った場合【対象：龍神村在住】

〇清浄苑で火葬（大人・小人・死胎・改葬骨）を行った場合【対象：本宮町在住】

※各施設での町内（管内）料金の取扱いを受けた場合に限ります。

施設名	区分	補助金額
みなべ町斎場	改葬骨	5,000円
清浄苑	１２歳以上	10,000円
	１２歳未満	10,000円
	死胎・改葬骨	5,000円

02 … 所得制度補助金

白浜町斎場【対象：中辺路町・大塔在住】・清浄苑【対象：本宮町在住】の町内（管内）区分の取扱いを受けた方で、下記要件を全て満たす場合

火葬を行った者（火葬許可申請者）の同一世帯全ての世帯員が、
要件❶　市町村民税非課税であること
要件❷　生活保護を受けていないこと

施設名	区分	補助金額
白浜町斎場	１２歳以上	10,000円
	１２歳未満	5,000円
清浄苑	１２歳以上	10,000円
	１２歳未満	5,000円

必要書類

- 田辺市火葬補助金交付申請書（兼同意書）
- 田辺市火葬補助金交付請求書
- 火葬許可証または火葬の事実を証する書類（火葬証明書）などの写し
- 領収書　※「火葬許可証」等の書類に使用料の金額の記載と領収印がある場合は、それでも可。
- 印鑑　※認印可。字句訂正にも必要です。
- 通帳等　※補助金の受取に使用する金融機関の通帳をご持参ください。
  （あらかじめ「相手方登録（変更）兼口座振替依頼申出書」を提出済みの場合は不要です。）
- 申請同意書　※「申請者」と別の方が申請する場合に必要です。

注
申請期日
火葬後
３０日以内

申請先 / 問合せ先

受付時間 / 8時30分～17時15分
※夜間・土・日・祝祭日、年末年始は除く

田辺市役所 環境課	☎0739-26-9927
龍神行政局 住民福祉課	☎0739-78-0810
大塔行政局 住民福祉課	☎0739-48-0301
中辺路行政局 住民福祉課	☎0739-64-0502
本宮行政局 住民福祉課	☎0735-42-0004